

2015年11月12日 全20頁

# 法律・制度 Monthly Review 2015. 10

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 10月は、厚生年金と共済年金が統合され厚生年金に一元化されたこと（1日）、いわゆるマイナンバー法が施行され、マイナンバーの通知が開始したこと（5日）、環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉について、日本・米国等の計12カ国が大筋合意に至ったこと（5日）、経済協力開発機構（OECD）租税委員会がBEPS行動計画に関する最終報告書を公表したこと（5日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○10月の法律・制度レポート一覧	.....	2
○10月の法律・制度に関する主な出来事	.....	4
○11月以後の法律・制度の施行スケジュール	.....	6
○今月のトピック		
バーゼルⅢへの対応状況（2014年末時点）	.....	7
○レポート要約集	.....	14
○10月の新聞・雑誌記事・TV等	.....	20
○10月のウェブ掲載コンテンツ	.....	20

## ◇10月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	家計を読み解く意外な数字 第9回 奨学金を借金と知らないで借りている人もいるの？	是枝 俊悟	税制	2
2日	確定！犯収法の施行令、施行規則の改正内容 ～本人確認等に係る犯罪収益移転防止法の 2014年改正関連～	堀内 勇世	金融制度	4
	家計を読み解く意外な数字 第10回 預貯金で運用すれば資産が目減りすることはない？	是枝 俊悟	税制	2
5日	家計を読み解く意外な数字 第11回 女性活躍を進めるために男性ができることは？	是枝 俊悟	税制	2
6日	家計を読み解く意外な数字 第12回 時間当たりでみると 男性より女性の方が賃金が高いって本当？	是枝 俊悟	税制	2
7日	家計を読み解く意外な数字 第13回 年金収入だけで生活している 高齢者の暮らし向きは厳しいの？	是枝 俊悟	税制	2
8日	家計を読み解く意外な数字 第14回 日本人の6人に1人が該当する「貧困」の定義とは？	是枝 俊悟	税制	2
9日	家計を読み解く意外な数字 第15回（最終回） 日本に富裕層は何人いるの？	是枝 俊悟	税制	2
13日	徹底活用！投資優遇税制 第1回 はじめに まずは、何の税が優遇されるのかを理解する	是枝 俊悟	税制	4
	徹底活用！投資優遇税制 第2回 第1部①NISA 他制度よりも圧倒的に自由度が高いNISA	是枝 俊悟	税制	7
14日	徹底活用！投資優遇税制 第3回 第1部 ②ジュニアNISA 18歳まで払い出し制限のあるジュニアNISA	是枝 俊悟	税制	7
	徹底活用！投資優遇税制 第4回 第1部③DC 税制優遇は大きいけど60歳まで引き出せないDC	是枝 俊悟	税制	10
	法律・制度 Monthly Review 2015.9 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	10
15日	バーゼルⅢへの対応状況（2014年末時点） ～モニタリング結果の公表（第8回） ：内部留保の積立でクリア可能か～	鈴木 利光	金融制度	13
	徹底活用！投資優遇税制 第5回 第1部④財形 財形は資産の積み立てに向くしくみ	是枝 俊悟	税制	5
	徹底活用！投資優遇税制 第6回 第1部⑤生命保険 生命保険は資産運用・資産形成にも使える	是枝 俊悟	税制	7

16日	徹底活用！投資優遇税制 第7回 第1部⑥贈与税 3種類の贈与税非課税制度を使いこなす	是枝 俊悟	税制	7
19日	徹底活用！投資優遇税制 第8回 第2部 ①ライフプラン ライフサイクルのうち、いつ資産運用すべき？	是枝 俊悟	税制	4
20日	徹底活用！投資優遇税制 第9回 第2部②住宅取得 住宅取得を目指し積み立てるならどの制度？	是枝 俊悟	税制	4
21日	徹底活用！投資優遇税制 第10回 第2部 ③教育費（親→子） 親が子の教育資金を形成するにはどの制度？	是枝 俊悟	税制	7
22日	徹底活用！投資優遇税制 第11回 第2部 ④教育費（祖父母→孫） 孫のために教育資金を支援するならどの制度？	是枝 俊悟	税制	5
23日	特定商取引法の改正に向けた「中間整理」 ～特定商取引法専門調査会における検討状況～	堀内 勇世	その他法律	7
	徹底活用！投資優遇税制 第12回（最終回）老後資金 老後資金を形成するならどの制度？	是枝 俊悟	税制	5

## ◇10月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。</li> <li>◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。</li> <li>◇国境を越えた役務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直し（国外取引の判定基準を「役務提供を受ける者の住所地」とする等）。</li> <li>◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「カウンターパーティ信用リスクのリスク・アセット計測の整合性評価に関する報告書」を公表。</li> <li>◇全国銀行協会（全銀協）、バーゼル委による市中協議文書「CVA リスクの枠組みの見直し」（7月1日公表）に対するコメントを提出。</li> <li>◇金融安定理事会（FSB）、報告書「外為指標 2014年9月の提言履行に係る進捗状況」を公表。</li> <li>◇政府税制調査会、第22回政府税制調査会総会を開催。日本の現状に即した個人所得課税の在り方について議論開始。</li> </ul>
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）等による中小企業の会計に関する指針作成検討委員会、「中小企業の会計に関する指針」の改正公開草案を公表（コメント期限は11月2日まで）。</li> <li>◇番号法（いわゆるマイナンバー法）に関し、所得税法施行規則等が改正。従業員本人交付用の「給与所得の源泉徴収票」や「上場株式配当等の支払に関する通知書」等への個人番号の記載が不要とされた。</li> </ul>
5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇マイナンバー法が施行され、マイナンバーの通知が開始。</li> <li>◇環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉、アトランタ閣僚会合において大筋合意に至る。日本、米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール等計12カ国が参加。</li> <li>◇経済協力開発機構（OECD）租税委員会、BEPS 行動計画に関する最終報告書を公表。日本では平成28年度税制改正において行動13（移転価格文書化）の対応などが行われる予定。</li> <li>◇国税庁、「国税庁法人番号公表サイト」を開設（番号の公表は10月26日から）。</li> <li>◇保険監督者国際機構（IAIS）、「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に対する『資本上乘せ基準（HLA）』」の最終文書を公表。</li> </ul>
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「会計監査の在り方に関する懇談会」（第1回）を開催。座長は脇田良一・明治学院大学名誉教授、メンバーに引頭麻実・(株)大和総研常務執行役員。</li> </ul>
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ペルー・リマにてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催される。OECDによるBEPS 行動計画に関する最終報告書（10月5日公表）を採択。</li> </ul>
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇内閣にTPP総合対策本部が設置され、第1回会合が開催される。「TPP協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」を決定。</li> <li>◇JICPAの会計制度委員会、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」（8月10日公表）に対するコメントを提出。</li> <li>◇全銀協、BIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）および証券監督者国際機構（IOSCO）による市中協議報告書「店頭デリバティブの主要データ項目（固有取引識別子・固有商品識別子を除く）の調和」（9月2日公表）に対するコメントを提出。</li> </ul>
12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日・イラン投資協定が実質合意に至る。</li> <li>◇韓国・釜山にて東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の第10回会合が開催される。</li> </ul>
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国際公会計基準審議会（IPSASB）、公開草案第57号「再評価された資産の減損」および第58号「IPSASsの改善2015」を公表（コメント期限はいずれも平成28年1月15日まで）。</li> </ul>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇JICPAの会計制度委員会、IASBの公開草案「制度改訂、縮小又は清算時の再測定/</li> </ul>

	<p>確定給付制度からの返還の利用可能性（IAS 第 19 号及び IFRIC 第 14 号の修正案）」（6 月 18 日公表）に対するコメントを提出。</p> <p>◇バーゼル委、「カウンターシクリカル資本バッファ（CCyB）へのよくある質問（FAQ）」を公表。併せて CCyB に係るウェブサイトを開設。</p> <p>◇全銀協、LEI（取引主体識別コード）規制監視委員会の市中協議文書「LEI への親会社情報追加」（9 月 7 日公表）に対するコメントを提出。</p>
20 日	<p>◇国税庁、「平成26年分の国外財産調書の提出状況について」を公表。平成27年6月末までの総提出件数は8,184件、総財産額は3兆1,150億円で共に前年度より増加。</p>
21 日	<p>◇JICPA、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の公開草案「違法行為への対応」（7 月 23 日公表）に対するコメントを提出。</p> <p>◇IFRS 解釈指針委員会、IAS 第 12 号「法人所得税」と IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」における会計上の取扱いに関する解釈指針の公開草案を公表（コメント期限はいずれも平成 28 年 1 月 19 日まで）。</p>
23 日	<p>◇ASBJ、米国財務会計基準審議会（FASB）による公開草案「本人か代理人かの検討（収益の総額表示か純額表示）-顧客との契約から生じる収益（Topic 606）」に対するコメントを提出。</p> <p>◇日本証券業協会（JSDA）、「NISA 及びジュニア NISA の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」を改訂。</p>
26 日	<p>◇ASBJ、IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」（7 月 30 日公表）に対するコメントを提出。</p> <p>◇ベルギー・ブリュッセルにて日 EU 経済連携協定（EPA）交渉の第 13 回会合が開催される。</p>
27 日	<p>◇ASBJ、IFRS のエンドースメントに関する作業部会（第 23 回）を開催し、エンドースメント手続を再開。</p> <p>◇与党税制協議会、消費税軽減税率制度検討委員会を再開。平成 29 年 4 月の消費税率引上げと同時に軽減税率制度を導入する方針を確認し、11 月中旬までに同制度の制度設計について与党内での大筋合意を目指すとした。</p>
28 日	<p>◇JICPA、IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」（7 月 30 日公表）に対するコメントを提出。</p> <p>◇IASB、経営者が財務諸表に関する情報の重要性を判断するのに有用なガイダンスとなる公開草案「IFRS プラクティス・ステートメント 財務諸表の重要性の適用」を公表（コメント期限は平成 28 年 2 月 26 日まで）。</p> <p>◇国税庁、「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞FAQ」を更新。従業員の扶養控除等申告書への対応など、源泉所得税関係や法定調書等に関する FAQ を 62 問追加。</p>
30 日	<p>◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表（11 月 30 日まで意見募集）。NISA の年間投資上限額の拡大（100 万円から 120 万円）及びジュニア NISA の導入に伴う改正を行うもの。</p> <p>◇米証券取引委員会（SEC）、クラウドファンディングに関する規則を採択。</p> <p>◇米連邦準備制度理事会（FRB）、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（TLAC）に関する提案の市中協議を実施（コメント期限は平成 28 年 2 月 1 日まで）。米銀最大手 8 行を対象に、2019 年 1 月までに 16%（リスク・アセット比。以下省略）、2022 年 1 月までに 18%の TLAC の維持を求める旨提案。</p>



## ◇11月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2015年 (H27)	12月31日	◇2015年の年収2,000万円超かつ2015年末の「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」の者について、財産債務調書の提出義務開始。
2016年 (H28)	1月1日	◇NISAの年間投資限度額が拡大(年100万円→120万円) ◇公社債税制の抜本改正(申告分離課税化、上場株式等との損益通算など)の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度(いわゆるマイナンバー)の利用開始。
	3月31日	◇連結財務諸表(通期)について、修正国際基準(JMIS)の適用が可能に。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大(所得割は縮小)。 ◇国境を越えた役務の提供(芸能・スポーツ等)への消費課税見直し。 ◇ジュニアNISAの創設(正式な申し込み開始は2016年1月1日から)。 ◇労働者301人以上の企業について、女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定を新たに義務づけ。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	1月	◇国の機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始(予定)。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始(予定)。
	3月15日	◇個人番号(マイナンバー)を記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇繰越欠損金の使用制限を強化(当期所得の65%→50%)。 ◇欠損金の繰越期間の延長(9年→10年)。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始(予定)。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金への個人番号(マイナンバー)の紐づけ開始(予定)。
	9月30日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、この日までに個人番号(マイナンバー)の告知が必要となる。

※原則として、10月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載している。今回新規に追加したものは太字で記載。

## ◇今月のトピック

## バーゼルⅢへの対応状況（2014 年末時点）

## モニタリング結果の公表（第 8 回）：内部留保の積立でクリア可能か

2015 年 10 月 15 日 鈴木 利光

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151015\\_010217.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151015_010217.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 モニタリング対象（規模及び法域別）

法域	グループ1				グループ2			
	計	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	流動性の情報を提供	計	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	流動性の情報を提供
アルゼンチン	0	0	0	0	3	2	2	3
オーストラリア	4	4	4	4	1	1	1	1
ベルギー	2	2	2	2	2	2	2	2
ブラジル	2	2	2	2	0	0	0	0
カナダ	6	6	6	6	2	2	2	2
中国	6	6	6	6	0	0	0	0
フランス	5	5	5	5	4	4	2	2
ドイツ	8	8	8	8	34	34	34	34
香港	0	0	0	0	0	0	0	0
インド	5	5	5	5	5	5	5	5
インドネシア	0	0	0	0	2	2	2	2
イタリア	2	2	2	2	14	13	14	14
日本	14	14	13	13	5	5	4	4
韓国	4	4	4	4	3	3	3	3
ルクセンブルク	0	0	0	0	3	2	2	2
メキシコ	0	0	0	0	7	7	7	7
オランダ	3	3	3	3	12	10	11	12
ロシア	1	1	1	1	0	0	0	0
サウジアラビア	3	3	3	3	0	0	0	0
シンガポール	3	3	3	3	0	0	0	0
南アフリカ	3	3	3	3	2	2	2	2
スペイン	2	2	2	2	5	5	3	5
スウェーデン	4	4	4	4	4	4	0	0
スイス	2	2	2	2	9	8	6	6
トルコ	3	3	3	3	0	0	0	0
英国	5	5	5	4	4	4	2	3
米国	13	13	13	13	0	0	0	0
計	100	100	99	98	121	115	104	109
(うちG-SIBs)	(30)							

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.1 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 パーゼルⅢが定める資本水準

	最低所要水準	最低所要水準 + 資本保全バッファ	最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ
CET 1比率	4.5%	7.0%	8.0% ~ 9.5%
Tier 1比率	6.0%	8.5%	9.5% ~ 11.0%
総自己資本比率	8.0%	10.5%	11.5% ~ 13.0%

(出所)「パーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 資本水準（平均）

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率			
2011年6月	7.1%	7.4%	8.6%	6.5%	6.8%	8.1%	7.7%	8.1%	9.9%
2011年12月	7.7%	7.9%	9.2%	7.1%	7.4%	8.7%	7.7%	8.2%	10.0%
2012年6月	8.5%	8.7%	9.9%	8.0%	8.3%	9.5%	8.3%	8.9%	10.4%
2012年12月	9.1%	9.4%	10.6%	8.7%	9.0%	10.2%	8.2%	8.8%	10.1%
2013年6月	9.5%	9.7%	11.1%	9.1%	9.4%	10.8%	8.3%	8.9%	10.4%
2013年12月	10.2%	10.5%	11.9%	10.0%	10.3%	11.7%	9.6%	10.2%	11.8%
2014年6月	10.8%	11.2%	12.6%	10.4%	11.0%	12.3%	10.9%	11.2%	12.9%
2014年12月	11.1%	11.7%	13.3%	10.8%	11.6%	13.1%	12.3% (※1)	12.6% (※2)	14.0% (※3)

(注) 図表3では、原則として、Table A.5の数値を採用している。もっとも、グループ2の2014年12月の数値は、Table 1とTable A.5との間に相違がある。これは、Table 1はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）の資本水準の平均であるのに対し、Table A.5は2011年6月から2014年12月までの間継続的にモニタリング情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ1が91行、そのうちG-SIBsが30行、グループ2が73行）の資本水準の平均であることに起因する。そこで、2014年12月の資本水準（平均）に限り、Table 1の数値を採用している。

(※1) Table A.5では「11.3%」。

(※2) Table A.5では「11.6%」。

(※3) Table A.5では「13.1%」。

(出所)「パーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1及びTable A.5より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 規制資本の内訳

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1	その他Tier 1	Tier 2
	CET 1	その他Tier 1	Tier 2	CET 1	その他Tier 1	Tier 2			
2011年6月	82.4%	3.2%	14.4%	80.1%	4.3%	15.6%	78.0%	3.8%	18.2%
2011年12月	83.5%	2.8%	13.7%	81.7%	3.6%	14.7%	77.8%	4.4%	17.8%
2012年6月	85.8%	2.4%	11.8%	84.3%	3.1%	12.7%	79.9%	6.2%	13.9%
2012年12月	86.2%	2.1%	11.7%	85.1%	2.5%	12.4%	81.7%	5.0%	13.3%
2013年6月	85.6%	2.1%	12.3%	84.3%	2.4%	13.3%	80.3%	5.4%	14.3%
2013年12月	85.6%	2.4%	12.0%	85.0%	2.9%	12.0%	81.1%	5.0%	13.9%
2014年6月	85.2%	3.6%	11.2%	84.8%	4.4%	10.8%	84.5%	2.3%	13.2%
2014年12月	83.7%	4.6%	11.8%	82.4%	5.9%	11.7%	86.5%	2.5%	11.0%

(出所)「パーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.11より大和総研金融調査部制度調査課作成



図表5 CET 1の基礎項目の内訳

CET 1の基礎項目	グループ1						グループ2					
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月
払込資本	46.7%	45.7%	44.1%	43.3%	41.6%	39.8%	42.2%	42.9%	44.1%	45.5%	40.7%	50.5%
内部留保	50.3%	50.4%	52.6%	53.9%	54.4%	54.4%	51.0%	49.4%	47.4%	45.4%	44.8%	35.6%
その他の包括利益累計額	2.2%	3.0%	2.3%	1.9%	3.2%	5.4%	5.2%	5.1%	6.3%	6.5%	11.9%	10.2%
CET 1に係る調整後少数株主持分	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	1.7%	2.5%	2.2%	2.6%	2.6%	3.8%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 資本不足額（自己資本比率規制）

(単位) 10億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ			最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ		
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	31.7	52.9	93.1	431.8	166.4	164.0
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	86.3	346.1	175.5	167.7
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.1	11.2	50.4	176.8	163.3	156.9
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	158.9	171.3	0.0	5.9	36.5	102.3	132.1	116.1
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	1.8	13.0	44.3	88.6	99.7
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	64.6
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.6	0.0	0.0	0.0	3.9	14.3	64.4
2014年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	40.6	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	30.4
	グループ2											
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ								
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
	2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6					
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	7.4	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.1	1.8	5.6	5.6						
2014年12月	0.0	0.4	1.8	1.5	5.9	5.5						

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1、Table A.6、Table A.7より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 CET 1 の調整項目の内訳

(サンプル数)	グループ1							
	(92)	(92)	(92)	(92)	(92)	(92)	(92)	(92)
CET 1の調整項目	2011年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月
のれん	-15.2%	-13.9%	-13.2%	-12.3%	-11.9%	-11.2%	-10.7%	-10.3%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.7%	-3.5%	-3.3%	-3.1%	-2.9%	-2.7%	-2.6%	-2.5%
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く)	-3.3%	-2.8%	-2.5%	-2.6%	-2.7%	-2.4%	-2.2%	-2.0%
他の金融機関等 (※2) の普通株式 (※3)	-3.0%	-1.9%	-1.7%	-2.4%	-2.4%	-1.4%	-1.3%	-0.9%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.8%	-1.6%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-0.4%	-0.4%
特定項目 (※4) に係る15%基準超過額	-2.1%	-1.6%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.1%	-0.2%
その他 (※5)	-3.0%	-3.7%	-3.4%	-2.8%	-2.1%	-1.5%	-1.4%	-1.5%
計	-32.1%	-29.2%	-26.6%	-25.6%	-23.9%	-20.0%	-18.8%	-18.2%
(サンプル数)	グループ2							
	(75)	(75)	(75)	(75)	(75)	(75)	(75)	(75)
CET 1の調整項目	2011年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月
のれん	-13.7%	-8.6%	-7.9%	-7.2%	-7.0%	-5.7%	-5.0%	-4.0%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.4%	-3.2%	-2.9%	-2.9%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.8%
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く)	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.9%	-1.3%	-1.0%	-0.8%	-1.1%
他の金融機関等 (※2) の普通株式 (※3)	-4.2%	-4.5%	-4.4%	-4.7%	-4.9%	-4.2%	-3.0%	-3.3%
一時差異に基づく繰延税金資産	-3.7%	-1.8%	-2.0%	-2.0%	-1.5%	-0.4%	0.0%	-0.3%
特定項目 (※4) に係る15%基準超過額	-1.9%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.2%	-0.8%	-0.5%	-0.5%
その他 (※5)	-4.2%	-4.2%	-4.3%	-4.3%	-4.7%	-4.9%	-4.1%	-2.5%
計	-31.5%	-24.2%	-23.1%	-22.9%	-23.3%	-19.8%	-16.1%	-14.6%

(※1) モーゲージ・サービシング・ライツの略。「回収サービス権」(将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第36項参照)のうち、住宅ローンに係るものをいう。

(※2) 「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行(金融機関)、証券会社および保険会社をいう。

(※3) ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式(資本かさ上げ目的の持合)の全額、少数出資金融機関(議決権割合が10%以下の他の金融機関等)および議決権割合が10%を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行(金融機関)のCET 1の10%を超える部分に相当する額をいう。

(※4) 「特定項目」とは、概ね、議決権割合が10%を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の3項目をいう。

(※5) 「その他」には、自己保有普通株式、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を超過する場合における当該超過額(内部格付手法採用行)、繰延ヘッジ損益、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額、前払年金費用(退職給付に係る資産)、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額、モーゲージ・サービシング・ライツ、その他Tier1資本不足額が含まれる。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 12、Table A. 13より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表8 レバレッジ比率（平均）

	グループ1		グループ2
	全体	G-SIBs	
2011年6月	3.4%	3.2%	3.7%
2011年12月	3.5%	3.3%	3.7%
2012年6月	3.7%	3.5%	3.9%
2012年12月	3.7%	3.5%	3.7%
2013年6月	3.7%	3.5%	3.7%
2013年12月	4.0%	3.7%	3.9%
2014年6月	4.7%	4.5%	4.9%
2014年12月	5.0%	4.9%	5.3% (※)

(注) 図表8では、原則として、Table A.15の数値を採用している。もっとも、グループ2の2014年12月の数値は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」の本文とTable A.15との間に相違がある。これは、本文はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）のレバレッジ比率の平均であるのに対し、Table A.15は2011年6月から2014年12月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ1が91、そのうちG-SIBsが30、グループ2が73）のレバレッジ比率の平均であることに起因する。そこで、2014年12月のレバレッジ比率（平均）に限り、本文の数値を採用している。

(※) Table A.15では「5.0%」。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文及びTable A.15より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表9 Tier 1資本、リスク・アセット、エクスポージャー額、会計上の総資産の推移

2011年6月=100

	グループ1							
	全体				G-SIBs			
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2011年12月	105.3	98.7	102.7	103.0	104.7	97.0	102.6	103.0
2012年6月	114.0	97.2	106.3	106.9	113.5	94.3	105.7	106.1
2012年12月	120.0	95.3	110.7	105.9	118.4	90.8	110.1	104.3
2013年6月	125.9	96.8	108.5	106.8	124.0	91.2	103.7	104.3
2013年12月	135.3	96.4	104.7	105.3	134.1	89.9	103.1	101.6
2014年6月	145.5	96.5	107.4	109.4	144.2	90.7	104.5	104.9
2014年12月	154.0	98.1	107.0	111.7	153.5	91.6	103.7	107.4
	グループ2							
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産				
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0				
2011年12月	102.3	101.7	103.2	103.2				
2012年6月	109.3	99.8	105.5	104.7				
2012年12月	107.7	100.1	106.8	104.7				
2013年6月	109.6	100.1	102.7	107.7				
2013年12月	123.5	97.9	99.7	103.2				
2014年6月	135.6	97.7	101.3	104.9				
2014年12月	138.2	96.3	100.8	105.6				

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.16より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 10 レバレッジ比率と Tier 1 比率 (8.5% + G-SIBs サーチージ) の関係

		Tier 1比率 (8.5%+G-SIBs サーチージ) をクリアしていない?		計	Tier 1比率 (8.5%+G-SIBs サーチージ) をクリアした後の合計
		Yes (※)	No (※)		
レバレッジ比率3%を クリアしていない?	Yes (※)	1.5%	3.6%	5.1%	4.1%
	No (※)	5.6%	89.3%	94.9%	95.9%
計		7.1%	92.9%	100.0%	100.0%

(※) 該当する銀行 (金融機関) の割合

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」 Table 3 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 11 資本不足額 (自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制)

(単位) 10 億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	自己資本比率規制上の資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額					
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチージ			最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチージ		
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	31.7	52.9	93.1	431.8	166.4	164.0
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	86.3	346.1	175.5	167.7
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.1	11.2	50.4	176.8	163.3	156.9
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	158.9	171.3	0.0	5.9	36.5	102.3	132.1	116.1
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	1.8	13.0	44.3	88.6	99.7
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	64.6
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.6	0.0	0.0	0.0	3.9	14.3	64.4
2014年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	40.6	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	30.4
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額					
2013年12月	0.1	39.5	3.0	15.1	72.8	90.9	0.0	31.8	0.0	11.8	61.8	62.7
2014年6月	0.0	7.0	0.0	3.9	21.7	78.3	0.0	4.7	0.0	3.9	15.0	64.4
2014年12月	0.0	3.1	0.0	0.0	8.1	40.6	0.0	2.7	0.0	0.0	5.0	30.4
	グループ2											
	自己資本比率規制上の資本不足額											
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ								
		CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率					
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	7.4	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.1	1.8	5.6	5.6						
2014年12月	0.0	0.4	1.8	1.5	5.9	5.5						
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額											
2013年12月	2.0	7.5	3.9	9.4	12.9	8.0						
2014年6月	0.1	3.4	3.1	1.8	8.6	5.4						
2014年12月	0.0	4.3	1.8	1.5	8.4	5.5						

(出所) 「バーゼルⅢモニタリングレポート」 Table 1、Table A.6、Table A.7 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 12 LCR (平均)

	グループ1 (サンプル数)		グループ2 (サンプル数)	
2011年6月	(103)	90%	(101)	83%
2011年12月	(102)	91%	(107)	98%
2012年6月				
2012年12月	(101)	119%	(121)	126%
2013年6月	(102)	114%	(124)	132%
2013年12月	(101)	119%	(115)	132%
2014年6月	(94)	121.3%	(116)	140.1%
2014年12月	(95)	125.3%	(105)	143.7%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 13 NSFR (平均)

	グループ1 (サンプル数)		グループ2 (サンプル数)	
2011年6月	(103)	94%	(102)	94%
2011年12月	(102)	98%	(107)	95%
2012年6月	(101)	99%	(108)	100%
2012年12月	(101)	100%	(121)	99%
2013年6月				
2013年12月	(101)	111%	(107)	112%
2014年6月	(94)	110%	(118)	114%
2014年12月	(97)	111.2%	(104)	113.8%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【1日】

#### 家計を読み解く意外な数字 第9回

#### 奨学金を借金と知らないで借りている人もいるの？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。  
今回紹介する数字は、「43.9%」。さて、何をあらわす数字でしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151001\\_010133.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151001_010133.html)

### 【2日】

#### 確定！犯収法の施行令、施行規則の改正内容

#### ～本人確認等に係る犯罪収益移転防止法の2014年改正関連～

マネー・ローンダリングの防止等のために銀行、保険会社、金融商品取引業者（証券会社等）などの事業者により行われる、本人確認等に関連する法律が改正され、施行が予定されている。

2014年11月19日に成立した「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」がそれである。

この法改正に関連する政令等の改正案が、2015年6月19日に公表されていたが、同年9月18日には、関連する政令等の改正内容が確定した。

これらの改正は、2016年10月1日から施行されることに決定した。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151002\\_010177.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151002_010177.html)

#### 家計を読み解く意外な数字 第10回

#### 預貯金で運用すれば資産が目減りすることはない？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。  
今回紹介する数字は、「マイナス0.555%」。さて、何をあらわす数字でしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151002\\_010134.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151002_010134.html)

### 【5日】

#### 家計を読み解く意外な数字 第11回

#### 女性活躍を進めるために男性ができることは？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。  
今回紹介する数字は、「1：9」。さて、何をあらわす数字でしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151005\\_010135.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151005_010135.html)

### 【6日】

#### 家計を読み解く意外な数字 第12回

#### 時間当たりでみると男性より女性の方が賃金が高いって本当？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。  
今回紹介する数字は、「週44時間」。さて、何をあらわす数字でしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151006\\_010137.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151006_010137.html)



**【7日】****家計を読み解く意外な数字 第13回  
年金収入だけで生活している高齢者の暮らし向きは厳しいの？**

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。  
今回紹介する数字は、「月6万8,225円」。さて、何をあらわす数字でしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151007\\_010138.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151007_010138.html)

**【8日】****家計を読み解く意外な数字 第14回  
日本人の6人に1人が該当する「貧困」の定義とは？**

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。  
今回紹介する数字は、「年122万円」。さて、何をあらわす数字でしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151008\\_010139.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151008_010139.html)

**【9日】****家計を読み解く意外な数字 第15回（最終回）  
日本に富裕層は何人いるの？**

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。  
今回紹介する数字は、「2016年3月15日」。さて、何をあらわす数字でしょう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151009\\_010140.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151009_010140.html)

**【13日】****徹底活用！投資優遇税制 第1回 はじめに  
まずは、何の税が優遇されるのかを理解する**

NISA、確定拠出年金(DC)、財形制度、教育資金の一括贈与非課税制度など、個人投資家の資産形成を応援する優遇税制はたくさんあります。それぞれの制度については何となく知っていても、各制度をどのように併用・使い分けをしていけばよいのかまで考えることは難しいものです。このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。

第1回は、まず個人向けの優遇税制について「何の税が優遇される制度なのか」をマッピングし、投資優遇税制の全体像をとらえます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151013\\_010203.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151013_010203.html)

**徹底活用！投資優遇税制 第2回 第1部①NISA  
他制度よりも圧倒的に自由度が高いNISA**

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

第1部の1回目はNISAについて。NISAのしくみには通常の証券口座と比べると「使いづらい」点も見られますが、運用益が所得税非課税となる他の制度と比較すると、払い出し制限がなく自由度が高い制度だと言えます。個人投資家は、「使いづらさ」とどのように付き合っ、NISAを活用していくべきか、検討します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151013\\_010204.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151013_010204.html)

## 【14日】

### 徹底活用！投資優遇税制 第3回 第1部②ジュニアNISA

#### 18歳まで払い出し制限のあるジュニアNISA

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

第1部の2回目はジュニアNISAについて。ジュニアNISAはNISAに似たしくみですが、18歳まで払い出し制限がある点が大きく異なります。また、ジュニアNISAの資産はあくまで口座開設者本人のもので、これらを踏まえて、ジュニアNISAの活用法を検討します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151014\\_010206.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151014_010206.html)

### 徹底活用！投資優遇税制 第4回 第1部③DC

#### 税制優遇は大きいけど60歳まで引き出せないDC

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

第1部の3回目は確定拠出年金(DC)について。DCには拠出時所得控除という税制上の大きなメリットが与えられている一方で、一度拠出した資金は原則60歳まで引き出せません。今回はNISAなど他の制度と比較してDCを利用すべきか否か、DCを含めた保有資産全体での資産配分を考えるべきか否かなどを検討します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151014\\_010207.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151014_010207.html)

### 法律・制度 Monthly Review 2015.9

#### ～法律・制度の新しい動き～

9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

9月は、いわゆるマイナンバー法の改正法が成立したこと(3日)、インサイダー取引規制の適用除外規定に関する内閣府令が施行されたこと(16日)、日本証券業協会等が平成28年度税制改正要望を公表したこと(16日)、第189回通常国会閉会に伴い、民法および確定拠出年金法の改正案等の同国会での成立が見送られたこと(27日)、などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20151014\\_010212.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20151014_010212.html)

## 【15日】

### バーゼルⅢへの対応状況(2014年末時点)

#### ～モニタリング結果の公表(第8回)：内部留保の積立でクリア可能か～

2015年9月15日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。

今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で221である。

グループ1(Tier 1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行(金融機関))においては、前回に比して、普通株式等Tier 1(CET 1)の最低所要水準(4.5%)と資本保全バッファ

の合計（7.0％）に対する資本不足額が39億ユーロ減少してゼロとなっている。グループ2（その他すべての銀行（金融機関））においても、前回に比して、CET 1の最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0％）に対する資本不足額が16.7％減少している。

こうしたことから、前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行（金融機関）は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに、総自己資本比率10.5％に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

レバレッジ比率に目を移すと、今回のモニタリング（2014年末時点）ではエクスポージャー額が再び減少している。

最低所要水準（Tier 1）と資本保全バッファの合計（8.5％）にG-SIBsサーチャージを上乗せしたTier 1比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率3％をクリアできない銀行（金融機関）が4.1％（約8行）あることから、エクスポージャー額（レバレッジ比率の分母）の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング（2015年6月末時点）まで継続する可能性も考えられる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151015\\_010217.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151015_010217.html)

### 徹底活用！投資優遇税制 第5回 第1部④財形 財形は資産の積み立てに向くしくみ

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

第1部の4回目は財形について。財形は給与天引きにより資産を積み立てるしくみです。ある程度の「払い出しのハードル」があり、このしくみが計画的に貯蓄を積み立てるのに向いていると言えます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151015\\_010209.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151015_010209.html)

### 徹底活用！投資優遇税制 第6回 第1部⑤生命保険 生命保険は資産運用・資産形成にも使える

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

第1部の5回目は生命保険について。生命保険は資産運用・資産形成にも利用することができます。生命保険を資産運用・資産形成に利用しようと考えたとき、他の制度と比べた生命保険の特徴はどのようなものになるのでしょうか。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151015\\_010218.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151015_010218.html)

## 【16日】

### 徹底活用！投資優遇税制 第7回 第1部⑥贈与税 3種類の贈与税非課税制度を使いこなす

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

第1部の6回目は贈与税非課税制度について。住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金の3種類の贈与税非課税制度をどう活用していけばよいのでしょうか。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151016\\_010219.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151016_010219.html)

**【19日】****徹底活用！投資優遇税制 第8回 第2部①ライフプラン  
ライフサイクルのうち、いつ資産運用すべき？**

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第2部では、局面ごとにどのような制度を利用すべきか「利用局面→制度」の分析を行います。

第2部の1回目は、そもそも人の一生のうち、いつが資産運用に適した時期で、いつ資産運用を行うべきか検討します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151019\\_010223.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151019_010223.html)

**【20日】****徹底活用！投資優遇税制 第9回 第2部②住宅取得  
住宅取得を目指し積み立てるならどの制度？**

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第2部では、局面ごとにどのような制度を利用すべきか「利用局面→制度」の分析を行います。

第2部の2回目は自身の住宅取得のための資金を形成する場合について考えます。候補となりそうな、財形住宅とNISAを横断比較して、どのような人にはどの商品・制度が向いているのかを検討します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151020\\_010228.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151020_010228.html)

**【21日】****徹底活用！投資優遇税制 第10回 第2部③教育費（親→子）  
親が子の教育資金を形成するにはどの制度？**

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第2部では、局面ごとにどのような制度を利用すべきか「利用局面→制度」の分析を行います。

第2部の3回目は親が子どもの教育資金を形成する場合について考えます。候補となりそうな、NISA、ジュニアNISA、一般財形、教育資金の一括贈与非課税制度、学資保険、低解約返戻金型終身保険を横断比較して、どのような人にはどの商品・制度が向いているのかを検討します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151021\\_010231.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151021_010231.html)

**【22日】****徹底活用！投資優遇税制 第11回 第2部④教育費（祖父母→孫）  
孫のために教育資金を支援するならどの制度？**

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第2部では、局面ごとにどのような制度を利用すべきか「利用局面→制度」の分析を行います。

第2部の4回目は祖父母が孫の教育資金を支援する場合について考えます。候補となりそうな、ジュニアNISA、教育資金の一括贈与非課税制度、都度贈与を横断比較して、どのような人にはどの商品・制度が向いているのかを検討します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151022\\_010234.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151022_010234.html)

**【23日】****特定商取引法の改正に向けた「中間整理」****～特定商取引法専門調査会における検討状況～**

訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などの、消費者トラブルを生じやすい一定の取引類型を対象に、事業者が守るべきルール（行政上の規制・ルール）と、クーリング・オフ等の消費者を守るルール（民事上の規制・ルール）を定めている、いわゆる特定商取引法の改正が検討されている。

平成 27 年（2015 年）8 月には、消費者委員会の特定商取引法専門調査会が「中間整理」をまとめ、9 月にはこの「中間整理」につき意見の募集が行われた。

この「中間整理」は特定商取引法専門調査会におけるこれまでの議論を整理したものであるが、今後の改正に向けた議論の基礎となると思われる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20151023\\_010256.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20151023_010256.html)

**徹底活用！投資優遇税制 第 12 回（最終回）老後資金****老後資金を形成するならどの制度？**

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第 2 部では、局面ごとにどのような制度を利用すべきか「利用局面→制度」の分析を行います。

最終回は老後資金の形成について考えます。候補となりそうな、DC、NISA、財形年金、個人年金保険を横断比較して、どのような人にはどの商品・制度が向いているのかを検討します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151023\\_010237.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/20151023_010237.html)

## ◇10月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日本経済新聞 (10月1日付朝刊5面)	民間給与統計実態調査における 給与所得者の税負担について	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (10月11日付53面)	ジュニアNISAについて	是枝 俊悟
朝日新聞 (10月17日付朝刊9面)	監査役会、監査委員会について	横山 淳
毎日新聞 (10月17日付朝刊7面)	ジュニアNISAについて	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (10月18日付53面)	HFTについて	横山 淳
読売新聞 (10月18日付朝刊15面)	マイナンバーで 社会保障制度はどう変わるか	是枝 俊悟

## ◇10月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
10月8日 掲載	コラム：社長を選ぶのは誰か？ コーポレートガバナンス・コード雑感IV <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20151008_010193.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20151008_010193.html</a>	横山 淳